

# 第1章 総説



# 1 市勢の概要

## (1)位置及び地勢

秩父市は埼玉県の西部にあり、人口約65,000人。北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接し、東京都心から約60～80km圏内、県都さいたま市までは約50～70km圏内にあり、北緯35度59分、東経139度05分、海拔233.2m（秩父市本庁舎）に位置している。（「秩父市の位置」参照）

地域のほとんどは秩父多摩甲斐国立公園の区域や武甲・西秩父といった県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域である。また、甲武信ヶ岳に源を発する荒川が地域の中央を流れ、秩父湖、秩父さくら湖などのダム湖を形成しており、秩父地域のダム本体はすべて秩父市にある。面積は577.83km<sup>2</sup>で、埼玉県全体（3797.75km<sup>2</sup>）の約15%を占め、また、山地が多いため、面積の約87%は森林であり、埼玉県の森林の約40%を占めている。

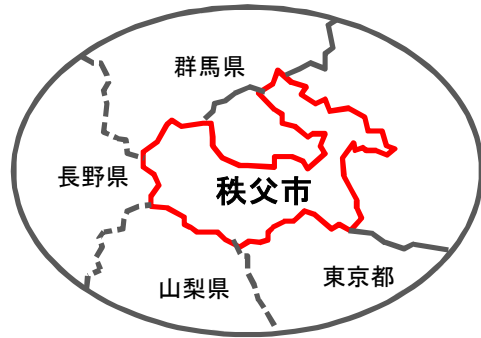
市の中央を荒川が南北に貫流し、それをはさんで丘陵が数条並列して縦走している。東西にそびえる地下資源の豊富な高峰、武甲山を望む風光明媚、山紫水明を誇りとする産業観光都市である。

埼玉県は太平洋側気候に属すが、秩父市は地形や海拔などの要因もあり、本州内陸部や盆地に多く見られる内陸性気候の特徴をよく表している。年間の平均気温は13.1度で、熊谷より1.9度、東京より2.3度、鹿児島より5.5度低く、札幌より4.2度高い。冬季は乾燥した晴天の日が多く、また、夜間の冷え込みが強いため、昼夜の気温格差が大きい。夏季は日中かなりの高温になるため大気の状態が不安定になりやすく、雷の発生が多い。県内では比較的雨の多い地域であり、降水量は夏から秋にかけて台風や秋雨前線の影響を受け、1日の最大降水量が200mmを超えることもある。風は年間を通じて極めて弱く、冬は南寄りの風、夏は北寄りの風が多くなり、平野部とは反対の風向となっている。また、放射霧による濃霧の発生が多く、特に10月から11月にかけては朝霧が3～4日に1日ほどの割合で発生する。

## (2)人口及び世帯数の現状

秩父市の人口は、平成27年4月1日現在を見ると、総人口65,227人のうち男31,964人、女33,263人である。世帯数は26,189世帯で、1世帯あたりの人口は2.49人であり、人口密度は113人/km<sup>2</sup>となっている。なお、これらは外国人登録を含む。

## 秩父市の位置



平成28年4月1日現在

### (3) 土地利用状況

表1-1 都市計画用途地域別土地面積

区 域	面積(ha)	構成比(%)
都 市 計 画 区 域	6635.0	11.48
第一種中高層住居専用地域	74.0	0.13
第一種住居地域	459.9	0.80
第二種住居地域	2.3	0.004
近隣商業地域	18.0	0.03
商業地域	67.0	0.12
準工業地域	129.0	0.22
工業地域	43.8	0.08
工業専用地域	32.0	0.05
用途無指定	5809.0	10.05
都市計画区域外	51148.0	88.52
秩 父 市 全 域	57,783	100

都市計画課調べ(平成28年1月1日現在)

表1-2 地目別土地面積詳細

区 分	面積(ha)	構成比(%)
田	259.03	0.4
畑	1,938.68	3.4
宅 地	1,286.13	2.2
池 沼	221.27	0.4
山 林	20,388.85	35.3
原 野	592.84	1.0
雑種地	669.04	1.2
その他	32,427.16	56.1
合 計	57,783	100.0

資産税課調べ(平成28年1月1日現在)

## 2 環境行政の概要

### (1) 環境行政のあゆみ

昭和 42. 8. 「公害対策基本法」が制定される。

44. 3 降下ばいじん、二酸化鉛法による硫黄酸化物測定開始（測定地点・市役所）

44. 4. 3 市民課に公害係設置

44. 6 降下ばいじん測定地点増設（5カ所）

44. 8 二酸化鉛法による硫黄酸化物測定開始  
（測定地点・原谷公民館）

45. 1. 5 秩父市公害対策審議会設置

45. 4. 1 秩父セメント(株)第2工場農作物降灰被害補償

45. 4. 11 市民部に公害交通課設置

45. 7. 1 騒音規制法に基づく騒音規制地域指定（都市計画区域内の用途地域）

45. 11. 12 浮遊粉じん測定開始（測定地点・市役所）

47. 5. 1 騒音規制法に基づく騒音規制地域追加指定（都市計画区域内の全域）

47 土壌汚染調査開始

47. 6. ~ 亀井石産(株)採石採取計画認可申請に対して、周辺住民及び市が認可反対を県知事、通商産業大臣へ陳情

49. 7. 県の不認可により亀井石産(株)が公害等調整委員会へ提訴・委員会により不認可取消裁定

47. 12. 自動車排出ガス環境調査開始（測定地点・上野町明石前交差点）

48. 2. 23 交通騒音調査開始（測定地点・上野町明石前交差点）

48 環境騒音調査開始

48. 8. 17 日風向風速常時測定開始（測定地点・市役所）

48. 9. 12 浮遊粉じん、硫黄酸化物常時測定開始（測定地点・市役所、総合センター）

49. 4. 1 大気汚染防止法、政令62号地域指定（秩父、横瀬地域）

## (1) 環境行政のあゆみ(つづき)

49. 5. 降下ばいじん測定地点増設（総数8カ所）
49. 8. 10 石灰石輸送について協定書締結  
（大野原町会と日本セメント(株)埼玉工場、武甲鉱業(株)武甲鉱業所）
50. 4. 1 騒音規制地域の用途区分の変更
50. 4. 酸性降雨調査開始（測定地点・市役所）
50. 4. 浮遊粉じん中の重金属成分測定開始  
（測定地点・市役所、原谷公民館、総合センター）
50. 8. 合鴨飼育悪臭被害による周辺住民反対により飼育場移転
50. 8. ～12 昭和電工(株)秩父工場六価クロム被害について周辺住民健康被害調査及び健康診断実施、従業員等労災認定者に会社側が補償
51. 1. 浮遊粉じん計（デジタル粉じん計）を設置（測定地点・原谷公民館）
51. 5. 大気汚染常時監視用測定室設置（窒素酸化物、オキシダント常時測定開始）
51. 8. 16 秩父市大気汚染緊急対策実施要綱制定
53. 5. 26 光化学スモッグ注意報、秩父地区に初めて発令される
54. 4. 10 公害測定室に大気汚染測定用テレメーター装置を設置
54. 10. 1 機構改革により新設の生活環境部に公害交通課を設置
55. 5. 1 アルカリろ紙による窒素酸化物測定開始（市内3ヶ所）
56. 7. 1 生活環境部に環境課を設置、公害係を編入
57. 3. 3 秩父市中宮地庁内生コンクリート工場設置について公害防止協定締結（秩父市中宮地町内生コンクリート工場設置を阻止する会と喜多園増田商店）
57. 5. 29 下影森産業廃棄物最終処分場について公害防止協定締結  
（秩父市と大都総業(株)及び京王不動産(株)）
57. 6. 22 浮遊粉じん計（デジタル粉じん計）を増設（測定地点・高篠公民館）
59. 10. 1 深夜営業に係る事前指導開始

## (1)環境行政のあゆみ(つづき)

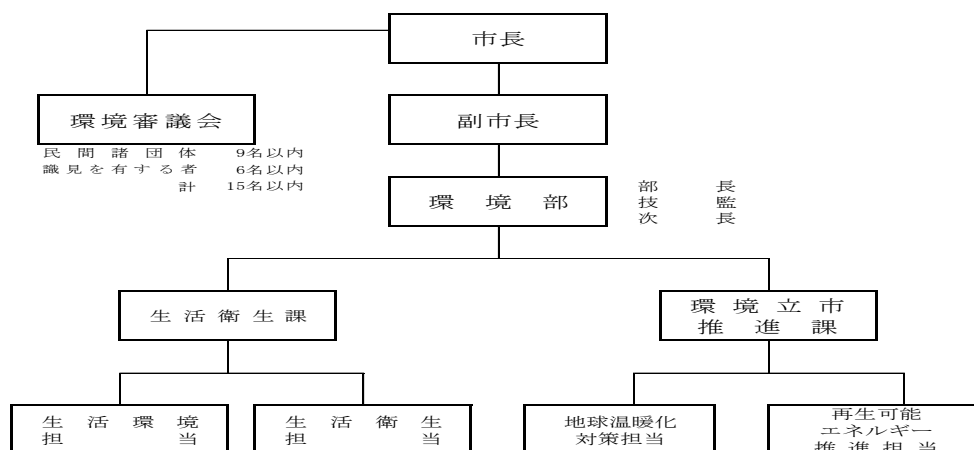
- 昭和60 河川水調査測定地点増設（総数16ヶ所）
61. 4. 1 機構改革により環境経済部に環境課を編入
61. 7. 18 大都総業(株)産業廃棄物最終処分場で有害ガスによる人身事故が発生、3名の犠牲者が出た
63. 3. 22 トリクロロエチレン等による地下水汚染調査を実施（市内5ヶ所の井戸水）
- 平成3. 4. 1 悪臭防止法に基づく規制地域に指定される
5. 4. 1 機構改革により市民環境部に公害交通課を設置
5. 6. 29 原谷小学校改築工事に伴い原谷公民館の大気測定場所を文化体育センターへ移動
5. 11. 19 「公害対策基本法」に変わり「環境基本法」が施行される
6. 12. 26 「埼玉環境基本条例」制定
7. 4. 1 機構改革により市民環境部に環境衛生課を設置、公害係を編入
7. 9. 4 文化体育センターにデジタル粉じん計に変わりβ線式質量濃度計を設置し、浮遊粒子状物質の常時監視測定を開始
7. 12. 12 酸性降雨自動採取器を設置（市役所第2庁舎屋上）
8. 12. 25 秩父市小野田株式会社が行うフロン破壊処理について、秩父市と公害防止協定を締結する
10. 2. 9 ダイオキシン調査（環境庁調査）を実施
- ～5. 28 （調査内容：大気、河川水、地下水、土壌、松の葉、土鳩）
10. 3. 18 大気汚染常時監視測定局の第1測定局（秩父市役所第2庁舎屋上）を秩父農林振興センターへ移設。また、第2測定局（影森公民館）を廃止
11. 12. 22 「秩父市環境保全条例」制定
13. 7. 17 「埼玉県公害防止条例」に変わり、「埼玉県生活環境保全条例」を制定
14. 7. 1 秩父市環境保全条例に基づく、「環境保全区域」と「清流保全区域」を指定

## (1) 環境行政のあゆみ(つづき)

16. 2. 清流保全実施計画を策定
17. 4. 1 秩父市・吉田町・大滝村・荒川村による1市1町2村合併  
市民生活部に生活衛生課、環境農林部に環境課を設置
18. 3. 24 「秩父市環境基本条例」及び「秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」制定
19. 4. 1 機構改革により環境農林部に生活衛生課を編入
20. 3. 31 高篠公民館の浮遊粉じん計（デジタル粉じん計）を廃止
20. 12. 18 「秩父市環境保全条例」一部改正（散骨の制限）
22. 4. 1 機構改革により環境部に名称変更、下水道課を編入
22. 11. 18 (株)オリエンタル・プロジェクトから下吉田地区への産廃最終処分場（安定型）の事業予定計画書が提出され、「秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」初の適用となる
23. 9. 15 議員提出議案による「産業廃棄物最終処分場建設反対都市宣言」を可決
24. 3. 30 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）に係る騒音規制法の改正に伴い、秩父市において規制地域・規制基準等の指定を告示
24. 7. 1 「環境保全区域」を再指定
24. 12. 定住自立圏構想の枠組みの中で「ちちぶ環境基本計画」を策定
- 25 埼玉県大気汚染常時監視測定局(秩父農林振興センター内)において、PM2.5の測定を開始
25. 3. 「柳大橋上下流域荒川清流保全計画」を改訂
25. 4. 24 秩父市大気汚染緊急時対策実施要綱を一部改正し、対象物質にPM2.5を加えた
25. 5. 1 埼玉三興産廃最終処分場の上部に設置する太陽光発電設備の運用期間中における水処理等の維持管理に関する協定締結
25. 5. 27 下吉田地区への産廃最終処分場事業予定計画書を提出していた事業者から設置等計画廃止届書が提出された
26. 3. 31 文化体育センターのβ線式質量濃度計による常時監視測定を廃止



**(2)環境行政の機構**  
機構図（平成28年4月1日現在）



**(3)環境審議会**

秩父市における公害対策を樹立し、公害防止に必要な事項を市長の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査、審議するため、昭和45年1月5日旧秩父市公害対策審議会条例が制定された。

任期は、1期2年とされ（再任を妨げない）委員15名以内で下表のとおり構成されている。

また、公害対策審議会は、秩父市環境保全条例が制定されたことに伴い、平成12年4月1日から環境審議会に名称が改められ、その後平成18年3月に秩父市環境基本条例（次ページ参照）が制定されたことにより、その運営が市民生活部から環境農林部（現環境部）へと移行した。

選任区分	選任方法	委員数
民間諸団体 (9名)	秩父市町会長協議会	1
	秩父商工会議所	1
	秩父市くらしの会	1
	秩父地区労働組合協議会	1
	吉田地域代表者等	1
	大滝地域代表者等	1
	荒川地域代表者等	1
	秩父広域森林組合	1
識見を有する者 (6名)	秩父市農業委員会	1
	秩父郡市医師会	1
	秩父郡市薬剤師会	1
	秩父市環境市民会議運営委員会	3
合計		15名

# 秩父市環境基本条例（抄）

平成 18 年 3 月 24 日

条 例 第 16 号

## 第 5 章 環境審議会

### （設置）

第 23 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づく合議制の機関及びこの条例によりその権限に属する事項について調査審議する機関として、秩父市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （組織）

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 民間諸団体 9 人以内

(2) 識見を有する者 6 人以内

### （会長及び副会長）

第 25 条 審議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （任期）

第 26 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第 27 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （意見の聴取及び資料の提出の請求等）

第 28 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### （運営）

第 29 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

2 この章に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 秩父市環境保全条例（平成 17 年秩父市条例第 187 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 22 年 3 月 18 日条例第 2 号)抄

### （施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### (4) 公害関係届出

公害関係法令及び埼玉県生活環境保全条例等に基づく各種届出のうち、事務委任されている騒音関係の届出について受付事務処理を行っている。

表1-3 平成27年度における騒音関係届出書の受理状況

種類	区分	法令	県条例
設置の届出（新設）		1	-
使用の届出（既設）		-	-
施設の種類ごとの数変更届出書		-	-
騒音の防止の方法変更届出書		-	-
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書		-	-
施設使用全廃届出書		-	-
承継届出書		-	-
特定建設作業実施届出書		11	1
公害防止組織関係届出書		-	-
その他		-	-

#### (5) 公害測定分析機器の整備状況

平成28年3月31日

区分	機 器 名	型 式	数 量
大 気	ハイボリウムエアサンプラー		1
	〃		1
	ガス検知器		1
	大気降下物自動採取器	US-400	1
水 質	P H 計	東亜HM-30V	1
	〃	HM-18B	1
	透視度計		1
騒 音 ・ 振 動	オクターブ騒音分析計	リオンNA-23	1
	高速度レベルレコーダー	〃 LR-07	1
	普通騒音計	〃 NA-20	1
	〃	〃 NL-22	1
	〃	〃 NL-04	1
	騒音振動レベル処理器	〃 SV-73	1
	振動レベル計	〃 VM-52	1
	全天候型防風スクリーン	〃 WS-03	1
悪 臭	悪臭物質簡易測定器（検知器）	品川精器DC-1A光明理化学サンプラー	1

